

# 平成28年度事業計画について

## 1 基本方針

我が国の経済情勢は、景気は緩やかに持ち直しつつあるものの、依然として景気の回復は厳しい状況にあります。当センターの契約件数はここ数年横ばいの状態にあり、会員に対する就業状況もいまだ厳しい状況となっております。こうした就業環境の中、センターは、請負・委任契約により就業機会を確保していますが、今後本格化する少子高齢化社会において持続可能な就業環境を実現していくためには、何よりその土台として、会員の皆さんが安心して生活し、働き、能力を発揮できる環境の構築を図っていくことが重要であります。こうした中、当センターでは今までの請負・委任契約に加え平成28年度からシルバー派遣事業（雇用）を実施いたします。

そして、就業・雇用・ボランティア活動を広く展開し、地域貢献活動と会員の知識や経験を最大限に生かした就労を通じて、地域に信頼され、活力ある地域社会づくりに寄与するとともに会員自らの生きがいと健康を実現するために全力を尽くして参ります。

## 2 事業実施計画

### (1) 組織体制の充実強化

センターは、会員の自主的な組織であるという意識の向上を図り、センターの基本理念である「自主・自立、共働・共助」の一層の浸透と会員相互の理解を深め、組織体制の充実強化に努めます。

- ① センター事業の円滑な運営を図るため、理事会を毎月開催します。
- ② 会員の増強を図ると共に公益社団法人にふさわしい会員の資質・意識の向上や自己研鑽を図る研修会、講習会を実施し、お客様に信頼される質の高い顧客・市民サービスに努めます。
- ③ 委員会活動の充実を図り、役員・会員・職員が一体となった活力ある組織運営を実践してまいります。
- ④ 独自事業については、収支状況を適切に判断し、事業の拡大や見直し及び縮小等を進めます。
- ⑤ 情報を広く市民等に開示するとともにマイナンバー制度の実施を踏まえ、個人情報の

管理、漏えい、滅失の防止に努めます。

- ⑥ 地域活動を活発に展開するため、地域懇談会等を年1回以上開催するとともに地域ごとに班長会議を年3～4回程度開催します。
- ⑦ 職群班及び仕事別グループごとに就業活動を通じて事業理念の浸透を図るとともに協調性のある効率的な運営の推進に努めます。
- ⑧ 女性会員の就業に対する意識の向上を促すため、職群ごとの打合せ会や講習会を実施します。
- ⑨ 監事による監査会を実施し、経理事務の適正な処理を確保します。又、年2回外部の公認会計士による監査を行います。
- ⑩ 会員証にバーコードを追加し、定時総会、研修・講習会、地域懇談会、ボランティア等の参加状況を管理して、今後の就業の指針とします。

## (2) 就業機会の開拓及び提供

新たな就業機会の確保及び拡大のため、公益財団法人東京しごと財団の指定を受け、労働者派遣事業を実施します。このことにより、今までセンターになかった「労働者」という形態の働き方が加わり、会員の持つ知識・経験・資格等を活かしたより多様な就業を可能にします。また、就業開拓員を継続して配置し、就業機会の開拓を行うとともに、管理業務職場の適正なローテーション化により、公平な就業機会の確保に努めます。

- ① 新たに実施する労働者派遣事業の充実を図るとともに、契約解除となったスーパー等の業務を再度受注し、就業機会の拡大に努めます。
- ② 既存の契約事業を見直し、不適正と思われる請負契約については、発注者と協議し、派遣事業に切替えるなど法令を遵守した就業や派遣事業に携わる会員の増強に努めます。
- ③ 女性会員の活躍が期待される子育て支援事業や生活支援事業の拡大を図るため、コーディネーターを配置し、女性会員のそれぞれの職種ごとにグループ化を図ります。
- ④ 女性会員の就業に対する意識の向上を図るとともに、女性会員が就業できるよう女性会員の就業機会の拡大に努めます。
- ⑤ 就業開拓員が、福祉事業所や一般家庭及び市内企業を訪問し、派遣・請負事業について顧客の新規開拓に努めます。
- ⑥ 会員が活用できるしごと情報を、ホームページに随時更新し掲載します。

- ⑦ 未就業会員に対して積極的な就業意識の啓発を図るとともに、各会員の就業状況や特性をデータで登録管理します。又、会員間の交流事業について協議します。
- ⑧ 会員の就業機会の適正な提供と公平な配置を維持するため、特定職場や同一職場で長期の就業者について、就業年齢・就業年限を考慮し適正配置に努めます。

### (3) 普及啓発活動

センター事業の理念や仕組みを広く地域社会にアピールし、各界及び市民の理解と支援を得るため、さまざまな情報を提供するとともに、新たに開始する派遣事業について市内各事業所へのPRに努めます。

- ① センター独自の「シルバー人材センターフェア」を開催します。
- ② 市民講演会・研修会、ふれあい作品展等を開催し市民との交流を深めます。
- ③ センター専用掲示板を有効活用し、広く事業内容のPRに努めます。
- ④ アンテナショップ「ゆうゆう」で、センターPR活動に努めるとともに粗大ごみシート販売など市の関連事業に協力し、市民や会員相互の交流が図れる地域活動の拠点として活用します。
- ⑤ 全世帯を対象に会員募集・センター事業をPRするため新聞折込チラシを年2回実施します。
- ⑥ 事業主・事業所向けのシルバー派遣事業案内チラシを作成し、市内各事業所に配布します。
- ⑦ 広報紙「ふれあい」を年4回発行し、会員はもとより市内施設や関係各方面に配布して活動内容や事業のPRに努めます。
- ⑧ センターのイメージアップを図るため、府中市等が主催する各種イベントや商工祭等に参加し、広く市民への普及啓発に努めます。

### (4) ボランティア活動

会員による社会貢献活動が活発に行われるよう支援するとともに地域ボランティア活動を広く展開し、地域に貢献する活動への理解と参加を促します。

- ① 地域社会との連携を図るため、センター独自の府中駅周辺けやき並木清掃や、市主催の多摩川清掃などのボランティア活動に積極的に参加します。
- ② 各地域の会員や職群班が主体となって、市内の歩道や公園の清掃、学校や福祉施設への貢献活動を実践します。

- ③ 会員のボランティア意識の向上を図るため、専門的知識を修得する講習会やイベントを開催します。
- ④ ボランティア活動参加会員を奨励するため、要綱の見直しを検討します。
- ⑤ 一般市民を対象として襖・植木等の講習会などボランティア活動を実施します。

## (5) 相談及び調査研究

高齢者の就業に係る相談や各種資料の収集、調査を実施し、就業機会の創出に努めます。

- ① 発注事業所等を訪問し、会員の就業状況並びに就業環境の情報収集に努めます。
- ② 府中市・関連団体・商工会議所等との連携を密にし、就業に繋がる情報の収集に努めます。
- ③ 会員の就業促進と公平な就業機会を提供するため、会員の相談員による就業相談日を設定します。

## (6) 研修、講習の充実

発注者に高品質のサービスを提供するため、会員のスキルアップと意識の向上を図る研修・講習事業を実施します。

- ① 会員としての意識の高揚を図り、市民に信頼されるサービスを提供するため、入会年数別研修等を継続して実施します。
- ② 関係団体の主催による各種研修会、講習会に積極的に参加し、技術・技能の向上に努めます。
- ③ センター独自の接遇研修や除草、草刈、清掃、植木剪定等の講習会を開催し、後継者の育成に努めます。
- ④ 会員の連帯意識の高揚や自己研鑽を図るため、職群別研修や会議等を開催します。
- ⑤ 役員並びに委員会委員や班長の意識の向上を図るため、先進センターとの情報交換や研修会を実施します。
- ⑥ 派遣事業登録会員に必要な教育訓練としての講習会・研修会を実施します。

## (7) 安全対策の推進

会員の安全就業はすべてに優先するものであり、就業中の事故や経路途上中の事故を未然に防ぐため、日頃から会員自らが自己管理する責任や就業規則・基準の遵守に

努めるとともに安全と健康に対する意識を高め、心身の健康維持に関する指導を強化します。

- ① 安全計画及び推進計画を策定し、会員の安全対策を推進します。
- ② 安全就業のため、毎月20日を安全点検日として安全就業巡回指導パトロールを強化し、各職域で作成した安全確認マニュアルにより事故防止・指導の徹底を図る指導体制を確立します。
- ③ 事故発生状況を検証して解決策・安全対策を図ります。
- ④ 事故が発生した職群については、職群会議で安全対策を検討し、再発防止に努めます。
- ⑤ 職種ごとの安全就業基準等を会員自ら作成し、安全意識の徹底に努めます。
- ⑥ 安全に対する注意喚起をするとともに、安全意識の高揚と事故防止に努めるため、安全推進大会を年2回開催します。
- ⑦ 就業中、経路途中の傷害事故及び賠償事故の撲滅を図るため、安全・健康ニュースを年4回発行します。
- ⑧ 警察署と連携した自転車交通安全教室を開催し、就業現場へ自転車を利用する会員への安全と交通事故防止に努めます。

## **(8) 会員の増強**

センターの趣旨、就業のあり方など事業への理解を深め、就業及び組織活動に積極的に参加できる会員の獲得に努めます。特に女性会員の組織率を高めるため、女性会員の入会を促進します。

- ① 毎月新入会員説明会を実施するとともに役員並びに各委員会委員による入会希望者への面接会を実施します。
- ② 一般市民の女性の方と会員との合同の講演会・懇談会や女性限定の入会説明会を開催し、女性会員の獲得に努めます。
- ③ 市役所や民間施設等を借用し、移動入会・就業相談会を随時開催します。
- ④ 介護保険法の改正を踏まえ、女性を対象とした家事支援講習会等を開催し、女性会員の増強を図ります。